

京都御所作事関係年譜

天正度—安政度

嗣 永 芳 照

凡例

- 一、本年譜は、当部蔵旧内匠寮本約一万点の京都御所指図及び帳簿類の調査・整理の爲の基本参考として作成したものである。
- 一、各事項の出版史料は、主なもののみを掲出した。
- 一、女院・東宮等の説明で、例えば（政仁親王↓後水尾天皇）とある↓印は、後の御名を示している。
- 一、巻末に概略図を付したので併せて参照されたい。

天正一七年（一五八九）

禁裏（天正一四・一一・七受禪後陽成天皇）

○3・17 豊臣秀吉禁裏造営を始め、羽柴秀次をして監せしむ〔御湯殿上日記〕

天正一八年（一五九〇）

禁裏（同前）

○4・4 常御殿立柱〔御湯殿上日記〕○4・10 内侍所仮殿、紫宸殿と記録所の間に建つ、翌日渡御〔御湯殿上日記・晴豊記〕○7・17 紫宸殿取壊され、秀吉に依り叡山に賜ふ〔御湯殿上日記〕○7・23 黒戸立柱〔御湯殿上日記〕○7・25 紫宸殿の地

均、翌日立柱〔御湯殿上日記〕○8・16 常御殿造替の奉行前田玄以、議定所・

学問所庭の木石を新造常御殿の庭に移す〔御湯殿上日記〕○8・28 月華門立

柱〔御湯殿上日記〕○9・15 秀吉禁裏造営を巡検す〔御湯殿上日記・晴豊記・多聞院日記〕○12・22

常御殿・内侍所・台上上棟、是日新造内裏御移徙並に内侍所渡御日

時定、次で常御殿鎮宅法〔御湯殿上日記・晴豊記〕○12・26 新造御所遷幸〔御湯殿上日記・晴豊記

・兼見）○12・23 内侍所新殿渡御〔御湯殿上日記・晴豊記・兼見卿記〕

女御（天正一四・一二・一六入内後陽成女御前子）中和門院

○12・22 女御御所対屋上棟〔御湯殿上日記・晴豊記〕

天正一九年（一五九一）

禁裏（同前）

○2・4 清涼殿立柱並に上棟〔晴豊記〕

文祿二年（一五九三）

禁裏（同前）

○壬9・21 御門改造〔時慶記〕
慶長元年
文祿五年（一五九六）

禁裏（同前）

○壬7・12地震に依り御車寄・御番所等の廊並に東御門等顛倒〔孝亮
宿願
記・華
頂略〕○壬7・15地震に依り禁庭に仮殿を建つ〔孝亮宿願記
・華頂略〕

慶長三年（一五九八）

女御（後陽成女御前子）

○2・14御殿造作に依り移徙の事あり〔御湯殿
上日記〕○4・9新造里御殿
に移徙せらる〔御湯殿
上日記〕

慶長四年（一五九九）

禁裏（後陽成天皇）

○11・23黒戸増築〔御湯殿
上日記〕

慶長五年（一六〇〇）

禁裏（同前）

○3・1南庭修理〔御湯殿
上日記〕

慶長六年（一六〇一）

女院（陽光院妃→新上東門院晴子）
〔慶長五・一二・二九院号直下、元和六・二・一八薨〕

○11・7新造御所三日間祈祷あり〔御湯殿
上日記〕○壬11・9女院御所より

黒戸への廊下成る〔御湯殿
上日記〕

慶長七年（一六〇二）

女御（同前）

○9・2新殿に移らる〔時慶
朝記〕

慶長八年（一六〇三）

女院（同前）

○11・14新造御文庫成る〔御湯殿上日記・時
慶朝記・言経卿記〕

女御（同前）

○12・4書院立柱〔御湯殿
上日記〕

慶長一〇年（一六〇五）

禁裏（同前）

○7・7幕府禁裏の敷地を北へ拡張せんとす〔義演准
后日記〕○8・6徳川

家康、公家衆等と禁裏敷地拡張の境地を巡視し、所司代板倉勝重を
して区画せしむ〔義演准后日記・言経卿記・時慶朝記〕○8・21是日より幕府禁
裏増築の為、公家衆門跡等の亭舎を収め、代地及び営築の料を与ふ
〔慶長日件録・義演准后日記〕

〔慶長日件録・言経卿記・時慶朝記〕

仙洞（後陽成院）
〔慶長一六・三・二七薨位、元和三・八・二六崩御〕

○7・7幕府禁裏北に院御所造営を計画す〔義演准
后日記〕

女院（同前）

○幕府御所造営を計画す〔義演准后日記
・時慶朝記〕

慶長一一年（一六〇六）

禁裏（同前）

○7・2御普請縄引〔慶長日件録
・言経卿記〕○7・13新始〔言経
卿記〕

仙洞（同前）

○1・14御殿指図造らる〔慶長日
件録〕○7・2縄打〔慶長日件録
・言経卿記〕○7・27御

普請仮屋立〔義演准
后日記〕○9月御所築地普請〔当代
記〕○是年院御所作事総奉

行結城秀康病に依り奉行を罷め、小堀政一に替る〔当代記・慶長日記・朝野
旧聞哀痛・寛政重修諸家

『譜』

女院（新上東門院）

○7・8 御殿作事あり〔義演准
后日記〕

慶長一二年（一六〇七）

禁裏（後陽成天皇）

○3・16 黒戸の庭成る〔御湯殿上日記・慶長日件録〕○12・22 幕府更に禁裏敷地を拡張

せんとし、是日所司代板倉勝重并大工中井大和守繩張す〔義演准后日記・孝亮宿禰記〕

（後院）
仙洞（後陽成院）

○12・7 是日より院御所安鎮法を修す〔御湯殿上日記・義演准后日記・慶長日件録・孝亮宿禰記〕○12・

16 院御所造営成り、密に移徙あり〔御湯殿上日記・義演准后日記・慶長日件録・孝亮宿禰記〕

女院（同前）

○12・22 幕府二条昭実邸跡に新殿造営を計画す〔義演准后日記・孝亮宿禰記〕

慶長一四年（一六〇九）

（後院）
仙洞（同前）

○10・18 新造御所の屏障に画かしめらるに依り旧御所に遷せら

る〔御湯殿上日記・時慶卿記〕○12・17 絵画成るに依り旧御所より還御せらる〔御湯
殿上日記〕

記日

○10・8 徳川家康、大工頭中井大和守に大和添下郡の地千石を加増

す〔家伝
史料〕

慶長一五年（一六一〇）

禁裏（同前）

○5・28 旧殿を南禅寺に賜わらんことを以心崇伝建言す〔本光國・
即日記〕○

6・18 所司代板倉勝重、大工頭中井と禁裏の敷地を測量す〔時慶卿記・
慶長五・二・二二親王宣下
東宮（政仁親王）後水尾天皇〕

東宮（政仁親王）後水尾天皇

○9・18 御学問所立柱〔御湯殿
上日記〕

慶長一六年（一六一一）

禁裏（後水尾天皇）
慶長一六・三・二七受禪

○1・22 幕府大工頭中井大和守をして新造御殿の指図を造らしむ

〔義演准后日記〕○3・8 幕府禁裏修造の役を諸大名に課す〔当代記・駿府記・慶
長十六年・禁裏御書・請
備温故〕○4・20 幕府禁裏御殿移転の料として米五百石を献ず〔孝亮宿
禰記〕

○7・27 御造営に依り仮殿（新上東門院御所）に遷御せらる。又内侍

所仮殿渡御〔官給卿記・孝亮
宿禰記・駿府記〕○7・28 紫宸殿を撤し、其材を泉涌寺に

賜ふ〔孝亮宿
禰記〕○8・10 板倉重昌造営奉行として上洛す〔駿府記・寛政
重修略家譜〕○

8・23 寺沢広忠普請奉行を申付けらる〔本光國・
即日記〕

女院（同前）

○5・1 御所の旧殿を撤し、其材を南禅寺に賜ふ〔義演准后日記・南禅寺・
文書・本光國即日記〕

○5・25 御所の四足門を二条昭実に賜ふ〔義演准后日記〕○12・15 新殿に移

徙せらる〔孝亮宿
禰記〕○是年御所造営あり〔譜
餘録〕

慶長一七年（一六一二）

禁裏（同前）

○12・11 木作始〔義演准后日記・孝亮宿禰
記・梵釋日記・官給卿記〕

慶長一八年（一六一三）

禁裏（後水尾天皇）

○7・3 立柱、又内侍所立柱〔実条公記・言緒卿記・孝亮宿禰記〕○11・5 是日より新造御所地鎮祭行わる〔実条公記・時慶卿記・孝亮宿禰記〕○11・12 是日より新造御所安鎮法を修す〔実条公記・弘誓院記・孝亮宿禰記〕○11・19 上棟〔実条公記・言緒卿記・孝亮宿禰記〕○12・8 遷幸並に内侍所渡御日時定、又是日より新造御所神道護摩を修す〔実条公記・時慶卿記・弘誓院記・孝亮宿禰記〕○12・13 内侍所新殿渡御〔実条公記・時慶卿記・孝亮宿禰記・弘誓院記〕○12・19 新造御所へ移御せらる〔言緒卿記・孝亮宿禰記・梵舜日記〕○是年幕府朝倉宣正に造営巡視を命ず〔合徳院殿御実紀〕

慶長一九年（一六一四）

禁裏（同前）

○2・21 六条有広・五条為経・烏丸光広等をして紫宸殿裝飾を監せしむ〔時慶卿記・孝亮宿禰記〕

元和二年（一六一六）

禁裏（同前）

○3・21 毛利秀就禁裏造営納金の為、其領内に出銀を命ず〔毛利氏四代断〕

元和三年（一六一七）

禁裏（同前）

○8・20 是日以前女院御所への廊下懸けらる〔泰重卿記・続史愚抄〕

女院（新上東門院）

○3月御所造営あり、奉行五味豊直〔東武実録・寛政重修諸家譜〕

元和四年（一六一八）

禁裏（同前）

○12・8 米倉火災〔孝亮宿禰記・時慶卿記・梵舜日記・泰重卿記〕
女御（後水尾女御和子）中宮（東福門院）
○9月幕府、徳川秀忠の女和子入内に依り小堀政一・五味豊直を御殿造営の奉行と為す〔寛政重修諸家譜・小堀家譜〕

元和五年（一六一九）

禁裏（同前）

○12・6 清所失火〔言緒卿記・孝亮宿禰記〕
女院（中和門院）
〔元和六・六・二院号宣下、寛永七・七・三號〕

○12・5 新殿に移徙せらる〔言緒卿記・孝亮宿禰記〕

元和六年（一六二〇）

女御（同前）

○5・27 是日より女御新殿に安鎮法を修す〔孝亮宿禰記・義演准后日記・泰重卿記〕

元和七年（一六二一）

禁裏（同前）

○2・24 新造御倉文庫成る〔泰重卿記・實勝卿記〕

寛永二年（一六二五）

中宮（後水尾中宮和子）東福門院
〔元和一〇・一一・二八冊立〕

○12・1 中宮御所台所失火〔泰重卿記・孝亮宿禰記〕

寛永四年（一六二七）

（後院）寛永六・一・八讓位
仙洞（後水尾院）

○11・5 禁裏東南に御所造営の為、陰陽頭幸徳井友景をして地曳・

鉦始の日時を勘申せしむ〔幸亮宿
編記〕

寛永五年（一六二八）

（後院）
仙洞（同前）

○2・6 幕府駒井親直及び徳山直政を上方目付と為し、御所造営を

監せしむ〔東武実録・大
飲院殿御実紀〕

○3・14 幕府板倉重昌を上洛せしめ、御所造

営を監せしむ〔東武実録・大
飲院殿御実紀〕

○6・23 幕府青山幸成・安藤重長を上洛

せしめ、御所造営を監せしむ〔東武実録・大
飲院殿御実紀〕

○是年二条城の建物を移

築す〔二条離宮記・
折焚く衆の記〕

寛永七年（一六三〇）

仙洞（同前）

○11・14 禁裏東南の御所造営竣るに依り地鎮祭行わる〔泰重
卿記〕

○11・22 新造御所安鎮法を修す〔泰重卿記・實勝卿
記〕

○12・10 新造御所に移御せ

らる〔東条公記・本光国師日記・幸亮宿
編記・本源自性院記・實勝卿記〕

女院（東福門院）

○12・10 新造仙洞御所に移御せらる〔東条公記・本光国
師日記・實勝卿記〕

○是年以前二条

城の亭を移築す〔二条離
宮記〕

寛永九年（一六三二）

（寛永六・一・八受禪）
禁裏（明正天皇）

○10・11 禁中諸所の修理を所司代板倉重宗に命ず〔實勝
卿記〕

寛永十一年（一六三四）

仙洞（同前）

○8月幕府小堀政一に御庭泉石構造の奉行を命ず〔寛政重修
諸家譜〕

寛永十二年（一六三五）

仙洞（同前）

○7・21 対屋失火、即時消火〔大内
日記〕

寛永十三年（一六三六）

禁裏（同前）

○10・30 対屋小火あり〔實勝
卿記〕

寛永一十七年（一六四〇）

禁裏（同前）

○8・6 幕府小堀政一に禁裏造営を命ず〔大飲院殿
御実紀〕

○是年大徳寺に門

を賜ふ〔竜宝山大徳
禪寺世譜〕

寛永一十八年（一六四一）

禁裏（同前）

○1・23 造内裏木作始日時定〔忠利宿禰公記〕

○1・26 木作始〔忠利宿
禰公記〕

○2・18 内裏古材を大和水室社に賜ふ〔愚抄〕

○2・20 狩野探幽禁中絵
事命ぜられ上洛す〔大飲院殿
御実紀〕

○3・21 仮殿行幸並に内侍所同渡御日時
定〔忠利宿禰公記〕

○3・22 仮殿（旧東福門院御所）行幸並に内侍所仮殿

渡御〔道房公記〕○3・26旧御殿を相国寺に賜ふ〔隔葉〕○3・28御門

を南禅寺に賜ふ〔金地〕○3・29青蓮院宮尊純親王に御殿を賜ふ〔親王

御自〕○6・10立柱並に上棟、又御殿九軒許建つ〔忠利宿禰記〕○是年長

講堂の再造あり、古材を賜ふ〔愚抄〕

寛永一九年（一六四二）

禁裏（明正天皇）

○2・2紫宸殿を仁和寺に賜ふ〔一日坊願〕○6・10新造御所遷幸並に

内侍所渡御日時定、又是日より新造御所安鎮法を修す〔中原以永記・忠利

所日〕○6・18新造御所に遷幸せらる、又内侍所同渡御〔中原以永記・尚綱

・禁裏番
衆所日記

新院（明正院）
寛永二〇・二一・三讓位、元禄九・一一・二〇崩御

○9月是月より小堀政一禁裏北の新院御所修理奉行を勤む〔寛永

寛永二〇年（一六四三）

新院（同前）

○9・18是日より新造御所安鎮法を修す〔中原以永時代
記・道房公記〕○9・29新殿

に於て讓位御習礼〔中原以永時代記
・忠利宿禰記〕○10・3新造御所に行幸、讓位せら

る〔道房公記
・寛永記〕

正保三年（一六四六）

本院（後水尾院）

○6・18鎮守社成る〔忠利宿
禰記〕

慶安二年（一六四九）

本院（同前）

○6・28小御所御庭竣功に依り近臣に宴を賜ふ〔隔葉

承応元年
慶安五年（一六五二）

法皇（後水尾院）
慶安四・五・六御落飾、延宝八・八・一九崩御

○7・5是日より以前涼処の高廊成る〔隔葉

承応二年（一六五三）

禁裏（後光明天皇）
寛永二〇・二一・三受禪、承応三・九・二〇崩御

○6・23清所より出火、御文庫・米蔵・雜蔵・鳥飼部屋・御輿宿・

台所門・東門以外全焼す、仍つて法皇御所に行幸せらる、又内侍所

同渡御〔宣順卿記・忠利宿
禰記・尚綱公記〕○壬6・12幕府永井尚政・水野忠貞・五味豊

直等を禁裏造営奉行とす〔殿有院殿
御夷紀〕○壬6・15本院御所内に仮皇居を

造営せられ、是日地曳並に立柱・上棟〔宣順
卿記〕○壬6・27仮皇居に遷

幸せらる〔宣順卿記・
忠利宿禰記〕○7

・3内侍所仮殿渡御〔宣順卿記・
忠利宿禰記〕

法皇（同前）

○10・7是日以前新築御小座敷成る〔隔葉

承応三年（一六五四）

禁裏（同前）

○3・12木作始〔宣順卿記・
忠利宿禰記〕○4・17幕府築地作料を諸大名に課す

〔殿有院殿
御夷紀〕○8・23立柱・上棟、又内侍所立柱・上棟〔宣順卿記・
統史愚抄〕○9

・20後光明天皇崩御に依り御造営を停止す〔宣順
卿記〕○11・18是日造営

始〔宣順卿記〕

東宮（良仁親王→後西天皇）
〔承應三・一〇・一〇離宮治定〕

○11・3花町殿（高松殿）御殿仮屋木作始〔宣順卿記〕

明暦元年
承應四年（一六五五）

禁裏（後西天皇）
〔承應三・一一・二八踐祚〕

○7・3幕府土屋数直に御造営巡察を命ず〔殿有院殿御史紀〕○10・11是日より新造御所安鎮法を修す〔宣順卿記・忠利宿禰記〕○10・21紫宸殿上棟〔宣順卿記・忠利宿禰記〕

○11・2新造御所遷幸並に内侍所渡御日時定〔宣順卿記・忠利宿禰記〕、又是日後水尾法皇・明正院・東福門院等新造御所を巡覽せらる〔隔葉記〕○11・10花町殿仮皇居より新造御所に遷幸せらる〔宣順卿記・忠利宿禰記・統史愚抄〕○11・14内侍所、仙洞御所仮殿より本殿に渡御〔宣順卿記・忠利宿禰記〕

萬治元年（一六五八）

禁裏（同前）

○10・20御門六所立替計画せらる〔忠利宿禰記〕

寛文元年
萬治四年（一六六一）

禁裏（同前）

○1・15二条光平第より出火、延焼して御興宿・四足門・御文庫等以外全焼す、仍って白川照高院宮御殿に行幸、仮皇居と為す、又内侍所渡御〔宣順卿記・隔葉記〕○2・2内侍所仮殿立柱〔忠利宿禰記・官公事抄〕○2・10内侍所仮殿上棟〔官公事抄〕○2・18近衛基熙第に遷幸、仮皇居と為す、又内侍所渡御〔宣順卿記・忠利宿禰記〕○3・27幕府京代官小出尹貞に御造営惣督

を命ず〔殿有院殿御史紀〕○8・21幕府久世広之・岡田善政に大内構造の沙汰を命ず〔殿有院殿御史紀〕○壬8・6幕府浅野長直・有馬康純・伊達宗純・島津久雄等に構造助役を命ず〔殿有院殿御史紀〕

法皇（後水尾院）

○1・15二条光平第より出火、延焼して米蔵以外全焼す、仍って岩倉御所に御幸せらる〔忠利宿禰記・皇年代略記・隔葉記・統史愚抄〕○2・5伏見宮貞致親王御所に遷御せらる〔忠利宿禰記・隔葉記〕○2・18一条教輔の烏丸第を仮御所とす〔忠利宿禰記・隔葉記〕○壬8・6幕府加藤泰興・伊東祐実・毛利高尚・分部嘉高等に構造助役を命ず〔殿有院殿御史紀〕

女院（東福門院）

○1・15二条光平第より出火、延焼して米蔵以外全焼す、仍って岩倉御所に御幸せらる〔忠利宿禰記・宣順卿記・皇年代略記〕○2・23一条教輔の烏丸第に移徙せらる〔忠利宿禰記〕○壬8・6幕府黒田長興・稻葉信通・一柳直興等に構造助役を命ず〔殿有院殿御史紀〕

新院（明正院）

○1・15二条光平第より出火、延焼して御文庫・御蔵以外全焼す、仍って岩倉御所に御幸せらる〔忠利宿禰記・宣順卿記・統史愚抄〕○2・9烏丸資慶第に遷御せらる〔宣順卿記〕○壬8・6幕府黒田之勝・秋月種信・木下俊長等に構造助役を命ず〔殿有院殿御史紀〕

女御（後西女御明子女王）
〔慶安四・一一・二五良仁親王に仕ふ、延宝八・七・八薨〕

○1・15二条光平第より出火、延焼して御殿火く、仍って西山宝鏡

院殿へ移徙す〔忠利宿
編記〕

東宮（識仁親王→靈元天皇）
〔明曆四・一・二八親王宣下〕

○1・15 二条光平第より出火、延焼して御殿全焼す、仍って妙法院

へ移徙す〔忠利宿編記
・統史愚抄〕

寛文二年（一六六二）

禁裏（後西天皇）

○4・5 木作始日時定〔宣順卿記・忠利宿編記〕○5・2 木作始〔宣順卿記・忠利宿編記〕、又前日

よりの地震に依り御庭陣座の際に仮屋を建らる〔忠利宿編記〕○5・6 地

震に依り新院御所焼跡に仮屋を建て、之に行幸せらる〔忠利宿編記〕○

5・12 仮屋より近衛基熙第の仮御所へ還幸せらる〔宣順卿記・忠利宿編記〕○6・

2 内侍所立柱〔宣順卿記〕○9・1 將軍使吉良義央参内して御造営を存問

し、明月記・蠟燭等を献す〔忠利宿編記・般〕○10・29 上棟日時定〔宣順卿
外記定友記〕○11・5 上棟〔宣順卿記・少外記定友記〕○11・13 新造御所地鎮祭〔宣順卿記・少外記定友記〕○11

・19 是日より新造御所安鎮法を修す〔宣順卿記・忠利宿編記・少外記定友記〕

法皇（後水尾院）

法皇（後水尾院）

○5・1 地震に依り焼跡の御屋敷に御幸せらる〔簡美記〕○5・7 地震

に依り頓宮辺の仮殿に渡御せらる〔宣順卿記・統史愚抄〕○5・12 一条教輔第の

仮御所に還御せらる〔宣順卿記・統史愚抄〕○12・2 禁裏東南御所木作始〔宣順卿記・統史愚抄〕

女院（東福門院）

○5・7 地震に依り本所焼跡に仮殿を構え移御せらる〔宣順卿記〕○5・

12 一条教輔第の仮御所へ還御せらる〔宣順卿記〕○12・2 禁裏東南御所木

作始〔宣順卿記〕

新院（明正院）

○5・7 地震に依り日野弘資第の空地に仮殿を設けられ還御せらる

〔宣順卿記〕○5・12 烏丸資慶第の仮御所へ還御せらる〔宣順卿記〕○10・24 是

日より禁裏北の新造御所安鎮法を修す〔宣順卿記・忠利宿編記〕○11・4 仮御所よ

り新造御所に還御せらる〔宣順卿記・忠利宿編記〕

女御（後西女御明子女王）

○5・7 地震に依り花町殿焼跡に仮屋を設けられ移徙せらる〔統史愚抄〕

○5・12 宝鏡院殿へ還御せらる〔統史愚抄〕

東宮（同前）

○5・7 地震に依り頓宮辺の仮殿に移御せらる、法皇と御同座〔統史愚抄〕○5・12 妙法院へ還御せらる〔統史愚抄〕

寛文三年（一六六三）

禁裏（靈元天皇）

禁裏（靈元天皇）

○1・12 内侍所渡御日時定〔忠利宿編記・少外記定友記〕○1・21 新造御所へ渡御せ

らる〔美室編記〕○1・26 新造御所にて受禪せらる〔忠利宿編記・康道公記抄出・禁裏番衆所日記〕○

1・27 内侍所渡御〔忠利宿編記・實康日記・禁裏番衆所日記〕○3・28 幕府建部光延・山下昌

勝に禁中作事奉行を命ず〔般院殿御史記〕

法皇（同前）

○8・7 是日より新造御所安鎮法を修す〔統史愚抄〕○8・21 新造御所に

還御せらる〔重房宿編記・統史愚抄〕○12・27 御庭の御茶屋普請御覽あり〔簡美記〕

女院（東福門院）

○7・29是日より新造御殿安鎮法を修す〔統史〕○8・21新造御殿に移徙せらる〔重房宿禰記〕

寛文四年（一六六四）

法皇（後水尾院）

○2・15御庭作の所作等御覧あり〔隔葉記〕○6・22新造御庭開の御振舞あり〔隔葉記〕○11・16常御殿御庭の御茶湯の御小座敷開の御振舞あり〔隔葉記〕

新院（後西院）
寛文三・一・二六讓位、貞享二・二・二四崩御

○8・10是日より禁裏南の新造御所安鎮法を修す〔重房宿禰記〕○8・21

仮御所より新造御所に移御せらる〔重房宿禰記・堯恕法親王記・皇年代略記・統史感抄〕

女御（後西女御明子女王）

○8・21新造新院御所の御殿に移徙せらる〔重房宿禰記〕

寛文七年（一六六七）

法皇（同前）

○3・1御座敷開の御振舞あり〔隔葉記〕

寛文一二年（一六七二）

禁裏（靈元天皇）

○5・6小御所御庭の修造成る〔正上法院殿御日記〕

延宝元年
寛文一三年（一六七三）

禁裏（同前）

○5・9鷹司房輔第より出火、延焼して御所全焼す、仍って近衛基

熙の今出川第に行幸、仮皇居と為す、又内侍所同渡御〔堯恕法親王記・重

記〕○6・16内侍所仮殿立柱〔禁裏番衆所日記〕○7・11幕府大内並に院中構

造の下奉行を命ず〔殿有院殿御史紀〕○7・9内侍所仮殿渡御日時定〔禁裏番衆所日記・重

重房宿禰記〕○7・12内侍所仮殿渡御〔禁裏番衆所日記・重房宿禰記・基重卿記〕

法皇（同前）

○5・9鷹司房輔第より出火、延焼して御所全焼す、仍って有栖川殿に御幸、仮御所と為す〔堯恕法親王記・重房宿禰記・永貞卿記〕○6・28一条内房第に移

徙せられ仮殿と為す〔堯恕法親王記・殿有院殿御史紀〕○7・3幕府桜井勝正・石尾氏一

に御所構造奉行を命ず〔殿有院殿御史紀〕○12・7是日より禁裏東南の新造御

殿安鎮法を修す〔堯恕法親王記・淳房卿記・永貞卿記〕○12・19新造御所へ移徙せらる〔堯恕

王記・重房宿禰記・基重卿記〕

女院（同前）

○5・9鷹司房輔第より出火、延焼して御所全焼す、仍って二条光

平第に御幸す〔重房宿禰記〕○6・26一条内房第に移御せらる〔堯恕法親王記〕

本院（明正院）

○5・9鷹司房輔第より出火、延焼して対屋火く〔永貞卿記・殿有院殿御史紀〕

新院（同前）

○5・9鷹司房輔第より出火、延焼して御所全焼す、仍って八条宮

長仁親王御所に御幸す〔堯恕法親王記・重房宿禰記・永貞卿記〕

延宝二年（一六七四）

禁裏（靈元天皇）

○2・11幕府松平綱政に御所造管助役を命ず、又伏見奉行仙石久俊にその惣奉行を命ず〔殿有院殿・御史紀殿〕○10・12幕府加藤明重・中根正章・島正長・下条信隆等に構造奉行を命ず〔殿有院殿・御史紀殿〕○12・26木作始日時定

〔重房宿禰記・禁裏書衆所日記〕

女院（東福門院）

○9・6是日より禁裏東南の新造御所安鎮法を修す〔堯恕法親王記・永貞卿記・重房宿禰記〕○9・19新造御所に移徙せらる〔堯恕法親王記・永貞卿記・重房宿禰記〕

延宝三年（一六七五）

禁裏（同前）

○1・19木作始〔弘資卿記・禁裏書衆所日記・基照公記〕○6・9狩野安信大内構造の事に依り上洛す〔殿有院殿・御史紀殿〕○10・23上棟日時定〔禁裏書衆所日記・季連宿禰記〕○11・10地鎮祭行わる〔基量卿記〕○11・16上棟、又是日より新造御所安鎮法を修す〔御湯殿上日記・基量卿記〕○11・17新造御所遷幸並に内侍所渡御日時定〔季連宿禰記・基量卿記〕○11・23新造御所請取〔基量卿記〕○11・25油小路一条より出火、延焼して近衛基熙の今出川第の仮皇居全焼す、仍って新造女御御殿に行幸せらる、又内侍所同渡御〔基照公記・基量卿記・重房宿禰記〕○11・27女御御殿より廊下伝に新造御所に遷幸せらる〔基量卿記・基照公記・重房宿禰記〕○12・1大殿祭〔季連宿禰記〕○12・5内侍所本殿渡御〔御湯殿上日記・基量卿記〕

本院（明正院）

○壬4・4新造御茶屋成る〔元上法院・殿御日記〕○11・25油小路一条より出火、

延焼して新造対屋以外全焼す、仍って女院御所に御幸せらる〔基照公・重房宿禰記〕○12・13九条兼晴第に遷幸せられ、仮御所と為す〔百一録・統史願抄〕

新院（後西院）

○11・24是日より禁裏南の新造御所安鎮法を修す〔堯恕法親王記・百一録〕○11・25油小路一条より出火、延焼して八条宮の仮御所火く、仍って法皇御所に御幸す〔基照公記・堯恕法親王記〕○12・2新造御所に移徙せらる〔御湯殿上日記・堯恕法親王記〕

女御（靈元女御房子↓中宮↓新上西門院）〔實文九・一二・二入内・天和三・一二・一四冊立〕

○11・25是日以前新造御殿成る〔基照公記・重房宿禰記〕

延宝四年（一六七六）

法皇（後水尾院）

○11・25新造御茶屋成る〔堯恕法親王記・基照公記〕○12・27弘御所より出火、御所全焼す、仍って靈元女御房子の御殿に御幸、仮殿と為す〔堯恕法親王記・基照公記・基量卿記〕

女院（同前）

○11・27法皇御所より出火、延焼して御所全焼す、仍って二条光平第に御幸、仮殿と為す〔堯恕法親王記・基照公記〕

本院（同前）

○1・8仙石久俊・島正長・下条信隆・加藤明重・中根正章等を造営奉行と為す旨幕府より通達あり〔百一録〕○1・29禁裏北御所御造管御鉞始〔百一録〕○9・24上棟〔百一録〕○10・2是日より新造御所安鎮法

を修す〔堯恕法親王記・基
重卿記・永貞卿記〕○10・10新造御所に移徙せらる〔永貞卿記・百一〕

延宝五年（一六七七）

法皇（後水尾院）

○3・6鷹司房輔第に移徙せらるるに依り、仮殿の女御御殿を禁裏に返進せらる〔基重卿記〕○3・18鷹司房輔第に移御、仮御所と為す〔堯恕法親王記・基重卿記・永貞卿記〕、又是日幕府神尾元鎮・本多正之等に院中構造の奉行を命ず〔殿有院殿・御実紀〕○5・21造営奉行等上洛す〔百一〕○9・20是日より禁裏東南の新造御所安鎮法を修す〔基重卿記・堯恕法親王記・永貞卿記〕○9・21新造御所正鎮の舞樂あり〔堯恕法親王記・基重卿記〕○10・2新造御所に移徙せらる〔堯恕法親王記・永貞卿記・基重卿記〕

女院（東福門院）

○5・21造営奉行等上洛す〔百一〕○10・3禁裏東南の新造御所安鎮法を修す〔堯恕法親王記・永貞卿記〕○10・11新造御所に移徙せらる〔永貞卿記・基重卿記〕

天和二年（一六八二）

東宮（朝仁親王↓東山天皇）
天和二・二・二親王宣下、同三・二・九立太子

○6・27二階町御殿（旧新広義門院御殿）より旧後水尾院御所に移徙せらる〔禁中日次記・基重卿記・公記・兼輝公記〕

天和三年（一六八三）

禁裏（靈元天皇）

○7・21御小座敷木作始〔禁中日次記〕○11・13御修理事始あり〔禁中日次記〕
新院（後西院）

○12・7御庭修造成る〔天上法院・殿御日記〕

貞享元年（一六八四）

東宮（同前）

○4・5寺町より出火、延焼して御所火く、仍って中宮御所に移御、仮殿と為す〔禁輝公記・基重卿記・永貞卿記・御湯殿上日記〕○5・27鷹司房輔第に移御、仮殿と為す〔基重卿記・兼輝公記・御湯殿上日記〕○8・10幕府中坊秀時・日向正知に御所構造の奉行を命ず〔常憲院殿・御実紀〕○10・3禁裏東南の御所木作始〔兼輝公記・御湯殿上日記〕
貞享二年（一六八五）

東宮（同前）

○1・18是日より新造御所安鎮法を修す〔御湯殿上日記・基重卿記・公記・妙法院日記〕○2・4新造御殿大殿祭〔兼輝公記〕○2・7新造御所請取〔基重卿記〕○2・10新造御所に移徙せらる〔御湯殿上日記・基重卿記〕

貞享四年（一六八七）

新院（靈元院）
貞享四・三・二讓位、享保一七・八・六崩御

○3・26是日以前幕府東宮御所を改修造して仙洞御所と為す、是日移徙せらる〔基重卿記・院中書衆所日記〕

女院（新上西門院）
貞享四・三・二五院号宣下、正徳二・四・一四薨

○3・26是日以前幕府東宮御所に女院御所を修造す、是日移徙せらる〔基重卿記・公記〕

元禄二年（一六八九）

新院（同前）

- 4・27 御所鎮守社の地曳並に新始〔院中書衆所日記〕○5・26 鎮守社立柱〔院中書衆所日記〕○6・3 鎮守社上棟〔院中書衆所日記〕○6・26 御鎮守勸請の儀あり〔院中書衆所日記〕

元禄五年（一六九二）

准后（元禄二・一・二九准后宣下
靈元後宮宗子↓准三后↓敬法門院）

- 12・1 御里御殿火く〔基量卿記〕○12・13 梶井門跡里坊を仮殿と為す〔基量卿記〕

元禄六年（一六九三）

准后（同前）

- 7・10 新造御殿に移徙す〔永貞卿記〕

元禄八年（一六九五）

新院（靈元院）

- 11・11 御所鎮守社の修理成る〔院中書衆所日記〕

元禄九年（一六九六）

禁裏（貞享四・三・二二受禪
東山天皇）

- 2・5 内侍所仮殿木作始〔兼輝公記・基量卿記〕○2・13 内侍所仮殿地引礎〔基量卿記〕○3・21 内侍所仮殿遷宮日時定〔基量卿記〕○3・27 内侍所仮殿上棟並に渡御〔基量卿記・基熙公記〕○6・4 内侍所本殿渡御日時定〔兼輝公記・公記〕○6・11 内侍所本殿渡御〔基熙公記・公記〕

元禄一〇年（一六九七）

仙洞（靈元院）

- 5・11 是日より御会間を小御所と改称す〔院中書衆所日記〕宝永四年（一七〇七）

禁裏（同前）

- 10・4 地震に依り清涼殿の長押落つ〔輝光卿記〕

准后（同前）

- 12・18 禁裏東の新造御殿に移徙せらる〔院中書衆所日記・寶永朝臣記〕
東宮（慶仁親王↓中御門天皇）
宝永四・四・二九親王宣下、同五・二・一六立太子

- 4・22 禁裏南の後西院御所の旧地（凝花洞）に新殿造営の事治定〔禁裏書衆所日記・院中書衆所日記〕○8・5 木作始並に地曳〔禁裏書衆所日記・院中書衆所日記〕○11・11 礎並に立柱〔禁裏書衆所日記〕

宝永五年（一七〇八）

禁裏（同前）

- 3・8 油小路二条下町より出火、延焼して御所全焼す、仍って近衛家熙第に行幸、仮皇居と為す、又内侍所同渡御〔基熙公記・輝光卿記・光榮公記〕○3・26 内侍所仮殿木作始〔輝光卿記・基熙公記・光榮公記〕○4・19 内侍所仮殿立柱〔基熙公記・輝光卿記・光榮公記〕○5・11 幕府より御所造営の沙汰あり〔公記〕○5・14 幕府有馬則維を管樂助役、建部政字を普請奉行に命ず〔常憲院殿・御実紀〕○5・23 内侍所仮殿渡御日時定〔季連宿禰記・輝光卿記・基熙公記〕○6・19 幕府本多忠常・松平光熙・龜井茲親に大内構造の工夫差出を命ず〔常憲院殿・御実紀〕○7・2 大風に依り内侍所仮殿の屋根破壊す〔輝光卿記・基熙公記・常憲院殿・御実紀〕○8・5 内侍所仮殿修覆成る、仍って寢殿より渡御〔基熙公記・輝光卿記・常憲院殿・御実紀〕○8・

7 幕府狩野常信に賢聖障子の画を命ず〔常憲院殿〕○9・1 木作始日時定〔輝光〕○9・2 木作始〔院中番衆所日記〕○9・16 賢聖障子已下の絵図は狩野常信に、銘は近衛家熙に書進すべき旨仰せ出さる〔基熙公記〕○9・25 御造営に依り本殿官庫御記等を仮殿御庫に移さる〔資亮朝臣記〕○12・15 幕府禁裏造営の地を増し、七千二百三十六坪を献ず〔常憲院殿〕
〔宝永五・二・二七冊立、同七・三・二二院号宣下、享保五・二・一〇第中宮（東山中宮幸子女王）承秋門院〕

○3・8 油小路二条下町より出火、延焼して御殿火く、仍って近衛家熙第に行啓す〔輝光卿記・日〕○3・13 有栖川宮に行啓、仮殿と為す〔輝光卿記・中御門院御昇進記〕○5・14 幕府木下台定・池田政倚を營築助役に、成瀬正起・伊丹勝友を普請奉行に命ず〔常憲院殿〕○12・15 幕府御所造営の地を増し、六千六百二坪を献ず〔常憲院殿〕

仙洞（靈元院）

○3・8 油小路二条下町より出火、延焼して御所火く〔基熙公記・輝光卿記〕○3・9 一条兼香第に御幸、仮御所と為す〔輝光卿記・院中番衆所日記〕○5・14 幕府松平昌平・伊達宗賛・京極高住・分部信政を仙洞並に女院御所營築助役に、山岡景軌・三島政興を普請奉行に命ず〔常憲院殿〕○7・29 禁裏東南御所木作始〔基熙公記・仙洞女房日記〕○10・29 立柱〔基熙公記・院中番衆所日記〕○12・15 幕府御所造営の地を増し、仙洞並に女院に千七百八十七坪を献ず〔常憲院殿〕

女院（新上西門院）

○3・8 油小路二条下町より出火、延焼して御所火く、仍って今出

川伊季第を仮御殿と為す〔輝光卿記・中御門院御所日記〕○5・14 幕府御所營築助役並に普請奉行を命ず〔常憲院殿〕○7・29 禁裏東南御所木作始〔仙洞女房日記〕○12・15 幕府御所營築の地を増し献ず〔常憲院殿〕

准后（靈元後宮宗子）

○3・8 油小路二条下町より出火、延焼して御殿火く、仍って大聖寺に移御せらる〔輝光卿記〕
〔後院〕宝永六・六・二二讓位、同六・二・一七崩御
新院（東山院）

○5・14 幕府京極高或に御所營築助役を命ず〔常憲院殿〕○7・29 禁裏南御所木作始〔基熙公記〕

東宮（慶仁親王）

○1・26 上棟〔輝光卿記〕○2・2 是日より新殿安鎮法を修す〔輝光卿記・基熙公記〕○2・4 新造御殿大殿祭〔愚抄〕○2・11 新造御殿に移徙せらる〔輝光卿記・永貞卿記〕○3・8 油小路二条下町より出火、延焼して御殿火く、仍って近衛家熙第に行啓、仮殿と為す〔輝光卿記・基熙公記〕

宝永六年（一七〇九）

〔宝永六・六・二二受禪禁裏（中御門）天皇〕

○3・29 造内裏礎・立柱〔基熙公記・院中番衆所日記〕○5・28 幕府作事奉行柳沢信尹に大内營築の巡察を命ず〔文昭院殿〕○7・2 幕府秋元喬知に大内造営監視を命ず〔御史院殿〕○7・26 上棟日時定〔輝光卿記・基熙公記〕○8・6 是日より新造御所安鎮法を修す〔輝光卿記・基熙公記〕○9・15 新造御所地鎮祭〔輝光卿記〕○9・26 新造御所請取〔資亮朝臣記〕○9・28 新造御所遷幸並

に内侍所渡御日時定〔輝光卿記・光榮公記・實亮朝臣記〕○10・7御惱に依り遷幸延引せらる〔光榮公記・蓋長卿記〕○11・4新造御所遷幸並に内侍所渡御日時定〔輝光卿記・光榮公記・蓋長卿記〕○11・16新造御所に遷幸せらる、又内侍所渡御〔輝光卿記・蓋長卿記・光榮公記〕本院〔靈元院〕

○3・18幕府大久保忠義に御所宮作奉行を命ず〔文昭院殿御史記〕○5・11上棟〔院中番衆所日記〕○5・25是日より新造御所安鎮法を修す〔蓋長卿記・院中番衆所日記〕○6・11新造御所に移徙せらる〔輝光卿記・院中番衆所日記〕○6・26鎮守社仮宮より遷宮す〔院中番衆所日記〕

女院〔新上西門院〕

○3・18幕府大久保忠義に御所宮作奉行を命ず〔文昭院殿御史記〕○6・11新造御所に移徙せらる〔蓋長卿記・院中番衆所日記〕

准后〔靈元後宮宗子〕

○6・21禁裏東の御所立柱〔仙洞女房日記〕○10・11新造御殿に移御せらる〔光榮公記・實亮朝臣記・御湯殿上日記〕

新院〔東山院〕

○6・3上棟〔禁裏番衆所日記〕○6・12是日より新造御所安鎮法を修す〔光榮公記〕○6・21讓位せられ、北御所〔東宮假殿〕に遷御せらる〔院中番衆所日記〕

○7・2新造御所に移徙せらる〔院中番衆所日記〕

中宮〔東山中宮幸子女王〕

○7・2新造御殿に移徙せらる〔蓋長卿記〕

宝永七年〔一七一〇〕

禁裏〔中御門天皇〕

○7・6是日以前内侍所假殿を下御靈社に賜ふ〔實亮朝臣記〕正徳三年〔一七一三〕

女御〔享保元・一・一三入内、同五・一・二〇薨、同五・一・二七院号宣下〕〔中御門女御尚子〕〔新中和門院〕

○12・21幕府日下部博貞・石川政郷に御所経営奉行を命ず〔有章院殿御史記〕

正徳四年〔一七一四〕

仙洞〔靈元院〕

○10・13鎮守春日社修覆に依り假殿遷宮〔輝光卿記・院中番衆所日記〕○11・11鎮守社修覆成る〔院中番衆所日記〕

女御〔同前〕

○2・21地曳並に木作始〔輝光卿記〕○5・3幕府水野忠順・曲淵重羽に御殿及び里第宮作を司らしむ〔有章院殿御史記〕○7・21幕府小笠原長胤・木下俊量に宮作の人夫差出を命ず〔有章院殿御史記〕○9・13御殿並に里殿上棟

〔輝光卿記〕○9・18是日より御殿新造に依り御修法を行わしむ、又新造里御殿安鎮法を修す〔實亮朝臣記〕○11・21幕府石川政郷に替えて平岩親賢に普請奉行を命ず〔有章院殿御史記〕

享保元年〔一七一六〕

女御〔同前〕

○11・11幕府里亭経営の為、畿内・近江・丹波・播磨の城主五万石以上に夫役を出さしむ〔有章院殿御史記〕

享保五年〔一七二〇〕

禁裏（中御門天皇）

○10・3 御修理の事治定〔基長卿記〕

仙洞（靈元院）

○6・11 御庭山神社造営成る〔院中番衆所日記〕

享保六年（一七二一）

禁裏（同前）

○8・6 御殿所々修理成る〔後中内記〕

享保九年（一七二四）

仙洞（同前）

○11・18 鎮守柿本社立柱〔院中番衆所日記〕○12・3 鎮守柿本社成る〔院中番衆所日記〕

女院（敬法門院）〔正徳元・一二・二三院号宣下、享保一七・八・三〇號〕

○4・2 幕府御殿修理料を献ず〔御湯殿上日記〕

享保一二年（一七二七）

東宮（昭仁親王・桜町天皇）〔享保五・一一・四宣下、同二・三・六・一一立太子〕

○8・28 御所造営に依り、禁裏北殿より今出川公詮の烏丸第に移徙

せらる〔御湯殿上日記・基長卿記・統史憑抄〕○11・23 木作始〔御湯殿上日記・基長卿記〕

享保一三年（一七二八）

東宮（同前）

○3・21 立柱〔御湯殿上日記・通兄公記・日野西資教日記〕○5・16 上棟〔御湯殿上日記・通兄公記・基長卿記〕○5・

22 是日より新造御所安鎮法を修す〔御湯殿上日記・日野西資教日記・基長卿記・養方朝臣記抄〕○6・2 新

造御所土御門北殿に移徙せらる〔御湯殿上日記・通兄公記・日野西資教日記・基長卿記〕○7・28 新

造御所大殿祭〔通兄公記・日野西資教日記〕

享保一四年（一七二九）

仙洞（同前）

○2・16 御庭山神社修覆成る〔院中番衆所日記〕

享保一八年（一七三三）

禁裏（同前）

○5・27 内侍所仮殿木作始日時定〔日野西資教日記〕○6・3 内侍所仮殿木作

始〔御湯殿上日記・日野西資教日記〕○6・11 内侍所仮殿地曳並に礎〔御湯殿上日記・日野西資教日記〕○7・

3 内侍所仮殿立柱〔御湯殿上日記・養方朝臣記抄〕○8・21 内侍所仮殿渡御日時定〔御湯殿上日記・八槐記〕

○8・24 内侍所仮殿渡御〔八槐記・應合記〕○11・11 内侍所本殿渡御日時定〔御湯殿上日記・八槐記〕

○11・18 内侍所本殿渡御〔御湯殿上日記・八槐記〕○11・27 内侍所

仮殿を上御靈社に賜ふ〔實方朝臣記抄〕

享保二〇年（一七三五）

仙洞（中御門院）〔享保二〇・三・二二讓位、元文二・四・二崩御〕

○3・12 是日より禁裏東南御所（旧靈元院御所）安鎮法を修す〔御湯殿上日記・八槐記〕○3・18 地鎮祭〔御湯殿上日記・養方朝臣記〕

○3・27 是日仙洞御所に移徙せらる〔八槐記・通兄公記〕

享保二二年（一七三六）

元文元年

女御（桜町女御・青柳門院）〔享保二・一一・一五入内、元文五・五・二七准后宣下〕

○4・10 里殿木作始〔御湯殿上日記・養方朝臣記〕○6・3 里殿礎並に立柱〔通兄公記・八槐記〕○8・

28 里殿上棟〔通兄公記〕○9・21 是日より里殿御祈あり〔通兄公記・八槐記〕○

9・26里殿地鎮祭〔通兄公記・頼實卿記〕○9月は月女御御殿・里殿等の修造成
る〔公記〕

元文二年（一七三七）

女御（桜町女御舎子）

○10・3本殿に移御せらる〔頼實卿記〕

延享三年（一七四六）

〔後院〕延享四・五・二讓位、寛延三・四・二三崩御
仙洞（桜町院）

○10・23幕府御所营造の役人を命ず〔厚信院殿・御夷紀〕○11・9禁裏東南下御
所（旧中御門院御所）の修理始る〔通兄公記〕○11・18鎮守社修理〔公記〕

女御（同前）

○11・16下御所の新造御殿地曳並に木作始〔通兄公記〕○12・18立柱〔通兄公記〕

延享四年（一七四七）

仙洞（同前）

○2・28是日より下御所を桜町殿と称す〔通兄公記・八槐記・頼實卿記〕○4・22桜町
殿の修補造立成る〔八槐記〕○5・2桜町殿にて御讓位あり〔八槐記・
憲合記〕

女御（同前）

○3・27上棟〔通兄公記〕○4・19是日より新造御殿御祈あり〔通兄公記・八槐記・頼實卿記〕

〔公記〕○4・22新造御殿成る〔通兄公記・八槐記〕○4・24地鎮祭〔八槐記・通兄公記〕○5・
2桜町殿新造御殿に移徙せらる〔通兄公記・日野西實典日記〕

寛延三年（一七五〇）

〔延享四・五・二受禰、宝曆一・二・七・一二崩御〕
禁裏（桃園天皇）

○8・11常御殿修理始る〔御湯殿上日記〕○8・27常御殿修理成る〔御湯殿上日記〕
宝曆三年（一七五三）

禁裏（同前）

○7・29所々板屋根修理成る〔御湯殿上日記〕

宝曆四年（一七五四）

禁裏（同前）

○7・5小御所御庭の橋修理成る〔御湯殿上日記〕

女御（桃園女御富子→恭礼門院）
〔宝曆五・一・二六入内〕

○10・17御殿並に里殿修理〔御湯殿上日記〕

宝曆五年（一七五五）

禁裏（同前）

○3・2内侍所仮殿木作始日時定〔御湯殿上日記・頼實卿記〕○3・5内侍所仮殿

木作始〔御湯殿上日記・頼實卿記〕○3・19内侍所仮殿地曳〔頼實卿記〕○4・10内侍所仮

殿立柱〔御湯殿上日記・頼實卿記〕○5・15内侍所仮殿遷御日時定〔御湯殿上日記・頼實卿記〕○5

・18内侍所仮殿上棟〔御湯殿上日記・頼實卿記〕○5・21内侍所仮殿に遷御〔御湯殿上日記・頼實卿記〕

○8・4常御殿屋根修理、此間御学問所に移御せらる〔御湯殿上日記・頼實卿記〕

○8・7内侍所本殿修理始る〔御湯殿上日記・頼實卿記〕○9・10内侍所本殿修理

成る〔八槐記〕○9・12内侍所渡御日時定〔御湯殿上日記・頼實卿記〕○9・17内侍所本

殿渡御〔御湯殿上日記・頼實卿記・八槐記〕

女御（同前）

○9・26是日より御殿並に里殿御祈あり〔御湯殿上日記・頼實卿記〕○10・28御殿

並に里殿修理成る〔御湯殿上日記〕○11・16 御殿並に里殿を一条家に引渡の事あり〔御湯殿上日記〕

宝暦六年（一七五六）

禁裏（桃園天皇）

○9・18 是日より御小座敷修理始る〔御湯殿上日記・頼實親記〕○11・12 御小座敷修理成る〔御湯殿上日記〕

宝暦九年（一七五九）

禁裏（同前）

○5・8 常御殿屋根破損に依り御学問所に移御せらる〔御湯殿上日記〕

宝暦一〇年（一七六〇）

禁裏（同前）

○8・9 常御殿修理に依り御学問所に移御せらる〔御湯殿上日記〕○11・6 常御殿修理成る〔御湯殿上日記〕○11・12 常御殿請取〔御湯殿上日記〕○11・25 常御殿に入御せらる〔御湯殿上日記〕

智子内親王（桜町皇女→後桜町天皇）

○7・22 桜町殿御殿木作始〔御湯殿上日記〕○11・30 上棟〔御湯殿上日記〕○12・21 青綺門院御所より新造御殿に移徙せらる〔御湯殿上日記・八・機記・定晴卿記〕

宝暦一一年（一七六一）

禁裏（同前）

○4・18 常御殿修理に依り御学問所に移御せらる〔御湯殿上日記〕○11・16 常御殿申口縁修理始る〔御湯殿上日記〕

宝暦一二年（一七六二）

宝暦一二・七・二七 院政
禁裏（後桜町天皇）

○2・9 常御殿申口縁修理〔御湯殿上日記〕○12・7 清涼殿上段琴某書画の間修理〔御湯殿上日記〕○12・25 御三間修理に依り御学問所に移御せらる〔御湯殿上日記〕

宝暦一三年（一七六三）

禁裏（同前）

○2・3 同前清涼殿上段琴某書画の間の絵の事を仰せ出さる〔後桜町天皇宸記〕○2・28 普請奉行小林阿波守・小堀数馬等清涼殿上段琴某書画の間を見分す〔御湯殿上日記〕○4・5 清涼殿上段琴某書画の間を幕府に引渡さる〔御湯殿上日記〕○7・2 清涼殿修理成り、是日幕府より請取〔御湯殿上日記・頼實親記〕○7・13 常御殿修理成り、是日幕府より請取〔後桜町天皇宸記・御湯殿上日記・頼實親記〕○7・25 是日より常御殿安鎮法を修す〔御湯殿上日記・八・機記・定晴卿記〕○7・27 常御殿に遷御せらる〔御湯殿上日記〕○10・1 清涼殿修理成りて、幕府役人江戸に帰着す〔安明院殿御実紀〕

明和二年（一七六五）

禁裏（同前）

○12・10 御納涼所上棟〔後桜町天皇宸記〕

明和三年（一七六六）

禁裏（同前）

○3・30 御納涼所成る〔御湯殿上日記〕

明和四年（一七六七）

女御（桃園女御富子）

○1・7 木作始並に地曳〔御湯殿上日記〕 ○6・28 上棟〔御湯殿上日記〕 ○8・7 是日

より新造御殿安鎮御祈あり〔後桜町院天皇宸記・御湯殿上日記〕 ○9・3 新造御殿成り、

是日幕府より請取〔御湯殿上日記〕 ○9・7 地鎮祭〔御湯殿上日記・八槐記〕 ○9・25 禁裏北

殿御殿より烏丸新造御殿に移徙せらる〔後桜町院天皇宸記・御湯殿上日記・定晴卿記・八槐記〕

明和六年（一七六九）

女院〔寛延三・六・二六院号宣下、寛政二・一・二九號・青綺門院〕

○9・8 御文庫一字焼亡〔八槐記・定晴卿記・知音卿記〕

明和七年（一七七〇）

禁裏（後桜町天皇）

○1・23 是日以前新御庫成る〔御原紀・光日記〕

仙洞〔後院・明和七・一一・三四讓位、文化一〇・五一・三崩御・後桜町院〕

○1・7 幕府川井久敬に仙洞宮作の事を命ず〔發明院殿・御東紀〕 ○1・23 幕府

藤堂高悠・鍋島直愈に御所經營の工夫差出を命ず〔發明院殿・御東紀〕 ○3・28

桜町殿木作始並に地曳〔八槐記・御湯殿上日記・御原紀・光日記〕 ○5・27 礎並に立柱〔御湯殿上日記・八槐記〕

○9・23 上棟〔八槐記・御湯殿上日記・定晴卿記〕 ○12・8 是日より新造御所桜町殿安

鎮法を修す〔御湯殿上日記・御原紀・光日記〕 ○12・24 新造御所請取〔八槐記・御湯殿上日記〕

女院〔寶曆一・三・二・一〇院号宣下、寛政元・九・二二號・桜町後宮定子・開明門院〕

○12・15 禁裏東の御所木作始〔仙洞女・房日記〕

明和八年（一七七二）

禁裏〔明和七・一一・二四受禪、安永八・一〇・二九崩御・後桃園天皇〕

○4・22 高御座造立始〔御原紀・光日記〕

仙洞（同前）

○1・5 新造御所地鎮祭〔院中番衆・所日記〕 ○1・25 禁裏北殿より新造桜町殿

に移徙せらる〔八槐記・院中番衆所・日記・御原紀・光日記〕

女院（同前）

○12・5 上棟〔仙洞女・房日記〕

安永元年
明和九年（一七七二）

女院（同前）

○1・28 新造御所に移徙せらる〔仙洞女・房日記〕

女御〔明和九・一二・四入内・後桃園女御維子・盛化門院〕

○11・29 禁裏北殿の御殿・里殿修覆あるに依り安鎮法を修す〔御原紀・光日記〕

安永三年（一七七四）

禁裏（同前）

○4・25 内侍所仮殿木作始日時定〔定晴卿記・知音卿記・八槐記〕 ○4・27 内侍所仮殿

木作始〔御原紀・光日記・八槐記・定晴卿記〕 ○5・10 内侍所仮殿地曳〔八槐記・定晴卿記・御原紀・光日記〕 ○5

・25 内侍所仮殿立柱〔定晴卿記・御原紀・光日記〕 ○6・8 内侍所仮殿上棟日時定〔八槐記・御原紀・光日記〕

○6・18 内侍所仮殿渡御日時定〔八槐記・定晴卿記〕 ○6・23 大風に依

り内侍所仮殿・平唐門・四脚門・常御殿・台盤所等破損〔定晴卿記・御原紀・光日記〕

○6・25 内侍所仮殿上棟並に渡御あり〔御湯殿上日記・定晴卿記・八槐記〕 ○9・13 内侍

所本殿渡御日時定〔御原紀・光日記〕 ○9・19 内侍所本殿渡御〔御湯殿上日記・御原紀・光日記・定晴卿記〕

安永九年（一七八〇）

安永八・一・二五踐許
禁裏（光格天皇）

○ 8・20 常御殿並に清凉殿修覆に依り略安鎮法及び不動法を修す

〔柳原紀〕○ 9・5 常御殿修覆成り、小御所より遷御せらる〔柳原紀〕
〔光日記〕

天明元年
安永一〇年（一七八一）

〔柳原紀〕
〔光日記〕
安永八・六・三准后宣下、天明三・一〇・一二院号宣下、同日駕
准后（後桃園女御維子）盛化門院

○ 1・26 木作始並に地曳〔柳原紀〕○ 1・28 立柱〔柳原紀〕○ 2・22 立柱
〔光日記〕

〔柳原紀〕
〔光日記〕

天明二年（一七八二）

仙洞（後桜町院）

○ 10・2 御唐門透垣修理始る〔禁裏執次〕○ 10・8 御唐門透垣修理成る
〔禁裏執次〕

〔禁裏執次〕○ 11・7 常御殿御湯殿並に御厠廊下板屋根葺替始る〔禁裏執次〕
〔光日記〕

〔禁裏執次〕○ 12・6 両所板屋根葺替成る〔禁裏執次〕
〔光日記〕

天明三年（一七八三）

仙洞（同前）

○ 4・7 御庭ハツ橋掛替成る、又是日より常御殿屋根葺替に依り御

書院に移御せらる〔仙洞女房日記〕○ 5・24 葺替成るに依り常御殿に遷

御せらる〔仙洞女房日記〕○ 6・5 表御殿屋根葺替〔仙洞女房日記〕
〔院中評定日記案〕

准后（同前）

○ 10・9 御殿と禁中とを仕切り、別廊と為す〔非蔵人番所日記残〕
〔久・山科忠言卿記〕

天明四年（一七八四）

仙洞（同前）

○ 4・15 小御所並に弘御所修理〔仙洞女房日記〕○ 6・5 御唐門屋根葺替始

る〔禁裏執次〕○ 6・24 御唐門屋根葺替成る〔禁裏執次〕
〔光日記〕

天明七年（一七八七）

禁裏（同前）

○ 6・5 内侍所仮殿木作始日時定〔山科忠言卿記〕○ 6・14 内侍所仮殿木作

始〔禁裏執次〕
〔山科忠言卿記〕

天明八年（一七八八）

禁裏（同前）

○ 1・30 建仁寺前椽辻子より出火、延焼して御文庫・御蔵等以外全焼

す、仍って聖護院宮に行幸、仮皇居と為す、又内侍所同渡御〔禁裏執次〕
〔山科忠言卿記〕

○ 2・24 内侍所仮殿木作始日時定〔山科忠言卿記〕○ 2・27 内侍所

仮殿木作始〔禁裏執次〕○ 3・22 幕府松平定信に禁裏御所その他

修築を命ず〔文恭院殿〕○ 3・23 内侍所仮殿地曳礎〔禁裏執次〕
〔山科忠言卿記〕

3・25 中山愛親・広橋伊光・勧修寺経逸を造内裏御用懸に、日野資

矩・堤栄長・高丘紹季を造内裏奉行に任ず〔禁裏執次〕○ 3・30 内侍所

仮殿立柱〔禁裏執次〕○ 4・19 内侍所仮殿上棟並に渡御日時定〔禁裏執次〕
〔山科忠言卿記〕

○ 5・11 内侍所仮殿渡御〔禁裏執次〕○ 5・22 聖護院の清凉殿代

に昼御座已下の御帳台を設く〔柳原均光日記〕○ 9・11 幕府柳生久通・

久世広民・安藤惟徳・村垣定行に禁中構造の事を命ず〔文恭院殿〕
〔御実紀〕

仙洞（同前）

○1・30 建仁寺前椽辻子より出火、延焼して桜町殿御所全焼す、仍
つて白川照高院に御幸せらる〔禁裏執次詰所日記・仙洞
女房日記・山科忠言卿記〕○2・4 青蓮院宮
栗田第に遷幸、仮御所と為す〔禁裏執次詰所日記・
仙洞女房日記〕

女院（青綺門院）

○1・30 建仁寺前椽辻子より出火、延焼して御文庫・御蔵等以外全
焼す、仍つて白川照高院に移御、仮御所と為す〔禁裏執次詰所日記・仙洞
女房日記・山科忠言卿記〕○3・18 知恩院に遷幸、仮御所と為す〔禁裏執次詰所日記・
仙洞女房日記〕○5・7 朝廷
御所新造御用掛を千種有政已下に命ず〔禁裏執次
詰所日記〕

女院（開明門院）

○1・30 建仁寺前椽辻子より出火、延焼して御所全焼す〔禁裏執次
詰所日記〕
明和八・七・九院号宣下、寛政七・一一・三〇號
女院（恭礼門院）

○1・30 建仁寺前椽辻子より出火、延焼して御所全焼す、仍つて林
丘寺宮御室に移御せらる〔禁裏執次詰所日記・山
科忠言卿記・敦義卿記〕

○2・15 妙法院宮御室に移御、仮御所と為す〔禁裏執次詰所日記・
山科忠言卿記〕○5・

7 朝廷御所新造御用掛を甘露寺篤長已下に命ず〔禁裏執次
詰所日記〕

寛政元年
天明九年（一七八九）

禁裏（光格天皇）

○2・2 幕府柳生久通・安藤惟徳に大内經營の事を命ず〔文恭院殿
御史記〕○壬

6・21 木作始日時定〔禁裏執次詰所日記・御湯
殿上日記・山科忠言卿記〕○7・4 木作始〔禁裏執次詰所日
記・山科忠言卿記〕○7・28 礎並に立柱日時定〔禁裏執次詰所日記・
山科忠言卿記〕○8・13 礎並に

立柱〔禁裏執次詰所日記・山科忠
言卿記・寛政内裏造事記〕

仙洞（後桜町院）

○8・1 桜町殿御所木作始並に地曳〔仙洞女房日記・山科忠言
卿記・洞中執次詰所日記〕○11・11 礎
並に立柱日時定〔洞中執次
詰所日記〕○11・19 礎並に立柱〔仙洞女房日記・洞
中執次詰所日記〕

女院（青綺門院）

○8・27 木作始並に地曳〔禁裏執次詰所日記・
仙洞女房日記〕○12・27 礎・立柱〔禁裏執次
詰所日記〕

女院（恭礼門院）

○9・19 木作始並に地曳〔禁裏執次詰所日記・
仙洞女房日記〕○12・27 礎・立柱〔禁裏執次
詰所日記〕

寛政二年（一七九〇）

禁裏（同前）

○8・22 上棟日時定〔禁裏執次詰所日記・山科忠
言卿記・洞中執次詰所日記・寛政内
裏造事記〕○9・19 新造御所障子簡等本文已下の筆者を仰せ出さる
〔洞中執次詰所日記〕○9・26 是日より新造御所安鎮法を修す〔山科忠言卿記・
洞中執次詰所日記〕○10

・15 地鎮祭〔禁裏執次詰所日記・
洞中執次詰所日記〕○11・4 新造御所遷幸並に内侍所渡御日
時定〔山科忠
言卿記〕○11・5 新造御所竣工に依り京都所司代より移管す〔内
裏御指図御用日記〕○11・14 新造内裏御装束始〔禁裏執次詰所日記・
山科忠言卿記〕○11・18 大

殿祭〔禁裏執次詰所日記・
洞中執次詰所日記〕○11・22 新造御所に遷幸せらる、又内侍所同渡
御〔御湯殿上日記・禁裏執次詰
所日記・洞中執次詰所日記〕

仙洞（同前）

○9・5 上棟〔禁裏執次詰所日記・
洞中執次詰所日記〕○10・11 是日より新造御所安鎮法を
修す〔仙洞女房日記・
洞中執次詰所日記〕○10・24 地鎮祭〔院中評定
日次案〕○11・17 新造御所成り、是
日請取〔洞中執次詰所日記・
仙洞女房日記〕○11・26 新造御所に遷幸せらる〔仙洞女房日記・
院中評定日次案〕

○12・19青綺門院旧地を御園と爲し、北苑と称せらる〔仙洞女房日記所日・洞中執次詰所日〕
女院（恭礼門院）

○9・5上棟〔禁裏執次詰所日記〕○10・26是日より新造御所安鎮御祈あり〔禁裏執次詰所日記・仙洞女房日記〕○12・4新造御所に移徙せらる〔禁裏執次詰所日記・仙洞女房日記〕

寛政三年（一七九一）

禁裏（光格天皇）

○9・2神嘉殿木作始〔禁裏執次詰所日記〕○11・3神嘉殿上棟〔禁裏執次詰所日記〕○11・12神嘉殿竣工に依り請取〔禁裏執次詰所日記〕

仙洞（後桜町院）

○2・3鎮守社成り、是日遷宮〔院中評定日次案〕○4・14御内庭造作始る〔仙洞女房日記〕○4・16北の穴門並に御物見成る〔仙洞女房日記〕○6・24西の御物見並に御花壇成る〔仙洞女房日記〕

寛政五年（一七九三）

中宮（光格中宮欣子内親王→新清和院）
寛政六・三・一入内、同六・三・七冊立、弘化三・六・二〇薨

○9・1御殿敷地を普請方に引渡の事あり〔禁裏執次詰所日記〕○9・18木作始並に地曳〔禁裏執次詰所日記・御湯殿上日記・教養卿記〕○11・18立柱〔御原均光日記・教養卿記〕

寛政六年（一七九四）

禁裏（同前）

○壬11・23新造紫宸殿の賢聖障子本文を張上げらる〔御原均光日記〕
中宮（同前）

○2・13上棟〔御湯殿上日記・寛政度皇后御殿造立書〕○2・15是日より新造御殿安鎮法を

修す〔御原均光日記・寛政度皇后御殿造立書〕○2・18地鎮祭〔御原均光日記〕○2・25飛香舎御装束始〔柳原均光日記〕

寛政十二年（一八〇〇）

仙洞（同前）

○8・11大御庭のハツ橋成り、渡り初あり〔洞中執次詰所日記・仙洞女房日記〕○8・13御茶屋寿山亭作事始る〔仙洞女房日記〕○12・28御茶屋寿山亭成る、是日請取〔仙洞女房日記・洞中執次詰所日記〕

享和元年
寛政一三年（一八〇一）

仙洞（同前）

○9・25常御殿屋根葺替始る〔院中評定日次案〕○12・3常御殿屋根葺替成る〔院中評定日次案〕

文化二年（一八〇五）

禁裏（同前）

○6・19御学問所木作始並に地曳〔禁裏執次詰所日記〕○8・27御学問所礎並に立柱〔禁裏執次詰所日記〕○10・18御学問所上棟〔禁裏執次詰所日記・平田職厚日記〕○10・23新造御学問所成る〔禁裏執次詰所日記・平田職厚日記〕

文化四年（一八〇七）

仙洞（同前）

○4・2大御庭の桧橋成り、渡り初あり〔洞中執次詰所日記・仙洞女房日記〕○12・7御庭御茶屋醒花亭再建始る〔仙洞女房日記〕

文化五年（一八〇八）

仙洞（後桜町院）

- 3・23 御茶屋醒花亭成る〔洞中執次詰所日記・仙洞女房日記〕

文化六年（一八〇九）

仙洞（同前）

- 4・26 北の御庭成る〔仙洞女房日記〕○ 是年常御殿所々修理あり〔洞中執次詰所日記・寛宮御用雜記〕
東宮（惠仁親王・仁孝天皇）
文化四・九・三親王宣下、同六・三・二四立太子

- 3・7 御殿（禁裏御涼所北）地曳並に礎・立柱〔禁裏執次詰所日記・御湯殿上日記・寛宮御用雜記〕
○ 4・22 上棟〔禁裏執次詰所日記〕○ 4・26 新造御殿安鎮祭〔禁裏執次詰所日記・立太子節會記〕○ 4・30 新造御殿請取〔禁裏執次詰所日記・寛宮御用雜記〕○ 5・2 新造御殿に移徙せらる〔禁裏執次詰所日記・寛宮御用雜記〕

文化七年（一八一〇）

禁裏（光格天皇）

- 4・8 内侍所仮殿木作始〔禁裏執次詰所日記・公明卿記・伊光記〕○ 5・18 内侍所仮殿地曳並に礎・立柱〔禁裏執次詰所日記・公明卿記・伊光記〕○ 6・24 内侍所仮殿上棟日時定〔公明卿記〕○ 7・3 内侍所仮殿上棟〔禁裏執次詰所日記・伊光記〕○ 8・10 内侍所仮殿渡御日時定〔公明卿記〕○ 8・19 内侍所仮殿渡御〔禁裏執次詰所日記・公明卿記〕○ 11・13 内侍所本殿渡御日時定〔公明卿記・補任〕○ 12・7 内侍所本殿渡御〔禁裏執次詰所日記・公明卿記〕

仙洞（同前）

- 3・4 御庭ハッ橋修復成り、渡り初あり〔洞中執次詰所日記・仙洞女房日記〕○ 4・2 常御殿屋根修復〔仙洞女房日記〕

文化一〇年（一八一三）

禁裏（同前）

- 9・30 常御殿修復に依り御學問所に渡御せらる〔山科忠言卿伝奏記〕

文化一一年（一八一四）

禁裏（同前）

- 2・5 常御殿修復成り、是日請取〔山科忠言卿伝奏記〕
中宮（光格中宮欣子内親王）

- 12・11 後院北苑に中宮御殿新造の儀仰せ出さる〔禁裏執次詰所日記・山科忠言卿伝奏記〕
文化一二年（一八一五）

禁裏（同前）

- 6・5 小御所葺替内廻修復始る〔山科忠言卿伝奏記〕
〔後院文化一四・三・三職位、天保二・一・二一九崩御〕
仙洞（光格院）

- 7・5 仙洞御書院造建に就き一条忠良より幕府に申達す〔山科忠言卿伝奏記〕

- 12・27 幕府御所造立修復を勘定方に命ず〔文恭院殿御興紀〕

中宮（同前）

- 12・27 幕府中宮御殿造立修復を勘定方に命ず〔文恭院殿御興紀〕

文化一三年（一八一六）

禁裏（同前）

- 5・29 清涼殿修復に依り昼御座已下を小御所に移さる〔平田職厚日記〕○ 8・14 清涼殿修理成るに依り昼御座已下を復旧す〔平田職厚日記〕

仙洞（後院）

- 12・16 今明兩日下御所御修理後の安鎮御祈行わる〔平田職厚日記〕○ 12・

21 後院下御所を自今桜町殿と称す〔禁裏執次 詰所日記〕

中宮（光格中宮欣子内親王）

○5・15 木作始並に地曳〔禁裏執次 詰所日記〕○7・24 礎並に立柱〔禁裏執次 詰所日記〕○12

・16 上棟〔禁裏執次 詰所日記〕○12・22 是日より新造御殿安鎮法を修す〔禁裏執次 詰所日記〕

文化一四年（一八一七）

仙洞（光格院）

○5・3 幕府松平上総介・黒田甲斐守・松平飛騨守に御所修復並に中宮御殿造立の助役を命ず〔文恭院殿 御夷紀〕○7・28 御門外人宿一箇所取建の事を幕府より申来る〔卿伝奏記〕

中宮（同前）

○2・18 新造御殿成る〔禁裏執次 詰所日記〕○3・21 内々新造御殿に移徙せらる

〔禁裏執次 詰所日記〕○3・22 新造御殿に入御せらる〔禁裏執次 詰所日記〕

女御（仁孝女御繫子―新皇嘉門院）
文化一四・一二・一入内、文政六・四・二薨、同六・四・六院号宣下

○11・8 里御殿木作始並に地曳〔禁裏執次 詰所日記〕○11・27 里御殿立

柱〔禁裏執次 詰所日記〕

文政元年
文化一五年（一八一八）

禁裏（仁孝天皇）
文化一四・三・二受禪、弘化三・二・六崩御

○6・7 常御殿屋根修覆始る〔禁裏執次 詰所日記〕○6・26 常御殿屋根修覆成る

〔禁裏執次 詰所日記〕

女御（同前）

○2・8 里御殿上棟〔禁裏執次 詰所日記〕○2・26 是日より新造里御殿

安鎮法を修す〔禁裏執次 詰所日記〕○3・1 新造里御殿地鎮祭〔禁裏執次 詰所日記〕

○3・4 新造里御殿成り、是日請取〔禁裏執次 詰所日記〕

文政三年（一八二〇）

仙洞（同前）

○5・13 常御殿修復始る〔日次 案〕○6・2 常御殿修復成る〔日次 案〕

文政四年（一八二一）

禁裏（同前）

○8・5 常御殿屋根風損修理〔禁裏執次 詰所日記〕○9・25 常御殿屋根修復始る

〔禁裏執次 詰所日記〕○10・2 常御殿屋根修復成る〔禁裏執次 詰所日記〕

文政八年（一八二五）

女御（仁孝女御祺子―新朔平門院）
文政八・八・三入内、弘化四・一〇・二院号宣下、同日薨

○3・11 女御御殿並に里御殿、従来の御殿に修理を加えらる事を決す〔禁裏執次 詰所日記〕○8・3 女御御殿修復成る〔禁裏執次 詰所日記〕○8・10 女御御殿修

復成るに依り是日より小御修法行わる〔禁裏執次 詰所日記〕○8・27 里御殿

修復成る〔禁裏執次 詰所日記〕

文政一二年（一八二九）

禁裏（同前）

○7・20 暴風雨に依る常御殿破損所仮繕成る〔日野西延 光日記〕○8・9 常御

殿修繕始る〔日野西延 光日記〕○8・19 常御殿修繕成る〔日野西延 光日記〕

天保元年
文政一三年（一八三〇）

禁裏（同前）

○6・13内侍所仮殿木作始〔日野西延光日記・野宮定祥日記〕○6・22内侍所仮殿地曳並に礎・立柱〔日野西延光日記・野宮定祥日記〕○9・18内侍所仮殿上棟〔日野西延光日記・橋本実慶日記〕○9・28内侍所仮殿渡御日時定〔平田職實日記〕○10・16内侍所仮殿渡御〔日野西延光日記・橋本実慶日記〕

仙洞（光格院）

○7・4常御殿修復始〔日次案〕○8・30常御殿修復成〔日次案〕

天保二年（一八三一）

禁裏（仁孝天皇）

○2・23内侍所本殿渡御日時定〔禁裏執次詰所日記〕○3・2内侍所本殿渡御〔禁裏執次詰所日記・平田職實日記〕

天保三年（一八三二）

禁裏（同前）

○8・4常御殿修復始〔東坊城聡長日記〕○12・2常御殿修復成り、是日請取〔東坊城聡長日記〕

仙洞（同前）

○11・30常御殿修復始〔実久卿記〕

天保四年（一八三三）

仙洞（同前）

○2・30常御殿修復成り、是日請取〔実久卿記〕

天保八年（一八三七）

仙洞（同前）

○4・24鎮守社修理〔実久卿記〕

天保一〇年（一八三九）

仙洞（同前）

○11・16御庭御茶屋止々斎造立始〔実久卿記〕○12・2止々斎立柱〔実久卿記〕

天保一一年（一八四〇）

東宮〔天保六・九・一八親王宣下、同二・三・一四立太子統仁親王→孝明天皇〕

○4・1花御殿（禁裏御涼所北）修復始〔禁裏執次詰所日記〕○5・4花御殿修復成〔禁裏執次詰所日記〕

弘化二年（一八四五）

禁裏（同前）

○11・27堂上子弟教養の為、開明門院旧地に学習所御建設の事治定す〔実久卿記・橋本実慶日記・山科言成卿記〕

弘化四年（一八四七）

禁裏〔弘化三・二・一三踐祚、慶応二・一二・二五崩御孝明天皇〕

○2・18清凉殿並に常御殿修理成り、是日請取〔実久卿記〕○2・21常御殿修理成るに依り不動法を修す〔実久卿記〕

○3・9是日以前学習所成り、是日開筵の事あり〔橋本実久卿記〕○8・11常御殿修理始〔実久卿記〕○9・15常御殿修理成〔実久卿記〕

嘉永二年（一八四九）

女御〔嘉永元・二・一五入内孝明女御夙子→英照皇太后〕

○3・16是日以前女御御殿並に里御殿修復成〔慎徳院殿御実紀〕

嘉永三年（一八五〇）

嘉永三・二・二七院号宣下、安政三・七・六號
女院（仁孝典侍雅子！新待賢門院）

○8・27是日以前新造御殿成り、是日仮殿正親町第より移御せらる

〔御久〕

嘉永四年（一八五一）

禁裏（孝明天皇）

○6・15内侍所仮殿成る〔御久〕○7・1内侍所仮殿渡御〔御久〕○10

・14内侍所本殿修理成る〔御久〕○11・12内侍所本殿渡御〔御久〕

嘉永五年（一八五二）

禁裏（同前）

○7・24常御殿風害破損所修復成る〔非藏人〕

安政元年
嘉永七年（一八五四）

禁裏（同前）

○4・6後院北殿より出火、延焼して御文庫数箇所以外全焼す、仍

つて聖護院に行幸せらる〔御久〕○4・15桂殿に遷幸せられ、仮皇

居と為す〔御久〕○4・16幕府阿部正弘に御作事惣奉行を命ず〔御久〕

○4・19所司代脇坂安宅急速内裏造進を奏上す〔坂安宅日記抄〕○5

・17内侍所仮殿木作始日時定〔東坊城殿長日記・久我家記〕○5・28内裏造宮御用掛

等の任命あり〔御久〕○6・14内侍所仮殿地曳並に礎・立柱〔非藏人〕

○7・9内侍所仮殿上棟日時定〔案〕○7・10内侍所仮殿渡御日時定

〔案〕○7・18内侍所仮殿上棟〔案〕○7・19内侍所仮殿渡御〔案〕

○壬7・2是日以前近衛忠熙第寢殿を清涼殿代と為す〔家久〕○壬7

・11幕府石河土佐守・立田岩太郎に御普請御用を命ず〔御久〕○12

・27尾張徳川慶恕材木を献ず〔御久〕

女御（孝明女御風子）

○4・6後院北殿より出火、延焼して御殿全焼す、仍つて聖護院に

移御せらる〔御久〕○5・25桂殿の仮皇居に移御せらる〔御久〕

〔御久〕

安政二年（一八五五）

禁裏（同前）

○3・10所司代脇坂安宅御築地内南方拡張の事を奏上す〔脇坂安宅日記抄〕○

3・11木作始並に地曳日時定〔御久〕○3・18木作始並に地曳〔御久〕

○3・23礎並に立柱日時定〔公事〕○4・8礎並に立柱〔御久〕○

4・13所司代脇坂安宅常御殿御物置並に花御殿北八帖敷建増の事を

奏上す〔脇坂安宅日記抄〕○8・12上棟日時定〔公事〕○8・16紫宸殿並に承明

門の額修復成る〔御久〕○8・24上棟〔御久〕○9・21是日より新造御

所安鎮法を修す〔御久〕○10・2地鎮祭〔御久〕○11・2新造御所見分

の事あり〔御久〕○11・3新造御所請取〔御久〕○11・15新造御所大殿

祭〔御久〕○11・21新造御所遷幸並に内侍所渡御日時定〔御久〕○11

・23新造御所に遷幸せらる、又内侍所同渡御〔山科實成〕

准后（嘉永六・五・七准后宣下）
孝明女御風子！英照皇太后）

○10・17是日より新造飛香舎安鎮法を修す〔御久〕○11・23新造飛

香舎に入御せらる〔橋本実麗日記〕

安政四年（一八五七）

禁裏（孝明天皇）

○壬5・11是日以前御茶室聴雪成る〔孝明天皇女房手日記〕 ○8・21紀伊徳川慶

福材木を献ず〔溫恭院殿御夷紀殿〕 ○10・28是日以前学問所建増並に修復成る 完

〔追記〕 本年譜作成に当っては、東京工業大学助教授平井聖博士及び同研究室の方々に多大の御教示を頂いた。

京都御所概略図

